



さつま町SC事務局だより



『平成30年3月号』

発行：公益社団法人さつま町シルバー人材センター ☎0996-52-3363

注)「SC」はシルバー人材センター、「県シ連」は鹿児島県シルバー人材センター連合会、「全シ協」は全国シルバー人材センター事業協議会、「高齢法」は高齢者等の雇用の安定等に関する法律の略です。



春暖快適の好季節になりました。会員の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。月日の経つのは早いもので、新年度に備えての地域班会が始まりました。班長・副班長さんがご多用の中一生懸命の準備（通知、集約、会場借用、弁当・お茶注文など）をしてお待ちですので、お繰り合わせご出席ください。（この事務局だよりと前後して実施済みのところは、30年度の運営についてご協力をお願いします。）

今月号は29年度を振り返るとともに、30年度の事項についてお知らせしますので、会員各位、円滑な年度の引継ぎと切り替えをお願いします。

特に、29年度は就業中の事故が多かったので、入会時の初心に帰り「安全は全てに優先する」の心構えで「安全就業の確保」に努めてください。← 声を大にして言っています。



1 新会員、退会者紹介

12月と1月に入会者が途絶え、ちょっと寂しい感がありましたが、2月に4名の入会がありましたので紹介します。現在の会員数は、男性182人、女性106人、計288人です。一区切りの300人確保に向けて、知人友人をお誘いください。

《新規入会者》



	氏名	地域班（公民会）	年齢	性別	入会年月日
1	芝 つみ	中津川・永野班(武白猿)	65	女	H30.2.21
2	久木野 むつ子	宮之城屋地2班(町頭)	67	女	H30.2.21
3	領家 信行	宮之城屋地3班(愛宕)	64	男	H30.2.21
4	小屋敷 光活	柏原・紫尾班(下西京塚原)	67	男	H30.2.21

久しぶりに会員一人一会員確保のケースがありました。紹介者の石井さんにはご希望の町指定のゴミ袋を贈りました。

《会員一人一会員確保ケース紹介》

紹介会員	新規入会会員
石井 啓子（西新町・虎居1班）	久木野 むつ子（町頭・宮之城屋地2班）

《退会者》ご苦労様でした。ありがとうございました。

	氏名	地域班（公民会）	年齢	性別	退会年月日
1	東郷 一美	求名班(橋掛)	81	男	H30.1.31

2 3月の入会説明会は20日(火)です！

3月の入会説明会は、第3火曜日の20日(火)、9時からセンター会議室で行いますので、心あたりの方にお知らせとお勧めください。

3月の入会者は、会費規程改正により次のとおり減額されます。但し、入会されても就業日数が少ないので現実味が無いのですが、出席のうえ4月1日入会、4月就業という手がありますので、合わせてお知らせください。

入会月	4月～12月	1月	2月	3月
SC 会員会費	3,000円	2,000円	1,500円	1,500円
互助会会費	1,000円	500円	500円	0円
計	4,000円	2,500円	2,000円	1,500円

3 地域班会に出席してください！

SCの円滑な運営と30年度の準備をするために地域班会が始まりました。また、同じ地域に住む会員の連携や親睦交流を図る大事な会でもあります。

当日は、SCの事業状況説明、業務連絡、お知らせとお願い、30年度会費の徴収及び弁当・お茶の配付等があります。前述のとおり班長・副班長さんが心配され、準備万端で待っていらっしゃいますので、万障繰り合わせの上、ご出席ください。なお、**必ず班長さんへの出欠の報告**をお願いします。



【地域班会の日程】＊開催月はすべて3月です。

地域班	日時・会場等	地域班	日時・会場等
紫陽班	10日(土)9:00～浅井野公民館 SC(竹内)	船木班	17日(土)10:00～改善センター SC(三角)
鶴田全地域	10日(土)10:00～ほたる館 SC(外圍)	山崎班	17日(土)10:00～山崎地区公民館 SC(木村)
時吉・湯田班	11日(日)11:00～時吉営農研修センター、SC(永田)	佐志班	24日(土)11:00～佐志地区公民館、SC(竹内)
求名、永野、中津川班	15日(木)、18:00～改善センター SC(下牧瀬)		

4 社会的ニーズを見越した介護送迎従事者講習 13名受講

～平成29年度高齢者活躍人材育成事業（鹿児島労働局受託事業）～

超高齢社会を迎え、SCへの家事支援及び身体不自由に伴う要支援の依頼が増加しています。このような社会情勢と地域ニーズ及び新会員確保を目的に「介護送迎従事者講習」を実施しました。

介護については身近な問題として関心が高いことから、受講希望が多く定員を上回る13名（会員7名、未会員6名）が受けました。なお、未会員のうち1名が入会され、1名が4月入会予定です。

SCとしては、介護送迎の知識、技能を持った会員が人材として確保されているということで、今後、老人保健施設や介護施設等関係事業所等への営業（普及啓発）を行い、就業機会の確保を図りたいと思います。

実施日	2月14日(水)～16日(金) 3日間	会場	さつま町シルバー人材センター
受講人員	13名	講習時間	10:00～16:00 5時間/日
講習内容	①送迎とは ②利用者の確認と状況、高齢者の心理 ③車椅子の取扱いと管理、介護と車椅子の演習と体験 ④福祉車輛について ⑤送迎車輛を使用した送迎に関する知識 ⑥福祉車輛の実技 ⑦応急救護		
講師	鹿児島市消防局認定 運転士、介護士、介護福祉士		



5 SCの独自講習会「清掃講習会」 11名受講

当センターの独自講習会として「清掃講習会」を実施しました。この講習会は、会員からの要望とSCの普及啓発及び新会員確保を目的に実施したもので、11名（会員7名、未会員4名）が受講しました。なお、未会員のうち1名が入会されました。

現在、役場本庁舎をはじめ、ほとんどの公共施設の清掃業務にSCが入っていますが、就業会員から「床、壁、トイレ等対象物ごとの洗剤の使い分けや、傷つけないようにブラシ等の使用など注意が必要で大変です。」という声を聞きます。

このようなことへの対応とより専門的にスキルアップを図るために、講師は清掃プロ業者をお願いし、水回り清掃実習は町営住宅（ウッドタウン）を借用して行いました。

講習会終了後、受講者から「自分でもびっくりするくらい綺麗になった。」「やり方次第でこんなに違うんだ。」「早く就業場所の掃除を試してみたい。」「大変ためになった。良かった。」という有り難い声を聞きました。現在の就業や生活に活かして頂けたら幸いです。

実施日	2月21日(水)～22日(木) 2日間	会場	さつま町シルバー人材センター
受講人員	11名	講習時間	9:00～16:00 6時間/日
講習内容	清掃、特に水回り(台所、風呂、トイレ等)を中心とした清掃		
講師	清掃業者クリーンサービス・コスモ		



あらまあ～ きれいになるねえ びっくり！
まこて～ なんちゅあならん！



6 派遣就業会員の教育訓練実施！

派遣就業会員を対象にした「教育訓練」を実施し、36名が受けました。

この「教育訓練」は、労働者派遣法改正法（H27.9.30施行）の新たな許可基準に定められた、派遣労働者のキャリア形成支援制度として、入職時には必須として実施しなければならないものです。当センターは下記のとおり実施しました。

日時	2月27日(火) 15:00~2時間	場所	宮之城文化センター
内容	接遇マナー、労働契約等、安全適正就業など		

以下、派遣事業の新たな許可基準及びキャリア形成支援制度等について、主要事項を形成しますので、派遣就業に係る基本的事項として見てください。



労働者派遣法改正法（H27年9月30日施行）

特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別廃止、すべての労働者派遣事業は新たな許可基準に基づく許可制となる。

新たな許可基準（新たに追加された事項のみ抜粋）

- 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ・ 派遣労働者の**キャリア形成支援制度**を有すること。
 - ・ **教育訓練**等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存していること。
 - ・ 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。
有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約の終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。
 - ・ 労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけれない等、使用者の責めに期すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定があること。
 - ・ 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備していること。
- 個人情報等を適正に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

キャリア形成支援制度（主要事項のみ抜粋）

- 1 派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な**教育訓練**の計画を定めていること。
《教育訓練計画の内容》
 - ① **雇用する全ての派遣労働者を対象**としたものであること。
 - ② 有給かつ無償で行われるものであること。
 - ③ 派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること。
 - ④ **派遣労働者として雇用するに当たり実施する教育訓練が含まれたもの**であること。
- 2 キャリア・コンサルティングの相談窓口を設置していること。
相談窓口には、担当者（キャリア・コンサルティングの知見を有する者）が配置されていること。
- 3 キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続きが規定されていること。
- 4 教育訓練の時期・頻度・時間数等
 - ① 派遣労働者全員に対して**入職時の教育訓練は必須**であること。キャリアの節目などの一定の期間毎にキャリアパスに応じた研修等が用意されていること。
 - ② フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者一人当たり、毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会を提供すること。



7 30年度定時総会 5/26(土)予定 日程確保を！

平成30年度定時総会及び会員互助会の総会は、5月26日（土）、午前9時から宮之城ひまわり館で開催の予定です。全員参加をお願いしますので、スケジュールの調整と確保をお願いします。